平成２４年（フ）第８７３号
千葉県船橋市印内３丁目33番11号マークサウンドⅡ―201号
債務者　田中　伸広
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８７４号
千葉県市川市宮久保２丁目19番12号　染谷荘101号
債務者　海沼　浩司
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８７９号
千葉県市川市原木２丁目１番12―303号　松栄マンション
債務者　今野恵美子
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８８０号
千葉県習志野市実籾１丁目10番２―202号
債務者　友野　和仁
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８８１号
千葉県習志野市実籾１丁目10番２―202号
債務者　友野　章代
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８８９号
千葉市中央区道場南２丁目２番28号ローズハイツ101号
債務者　高橋　幸也
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８９２号
千葉県船橋市小室町3097番地
債務者　山本　雄一
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８９３号
千葉県船橋市小室町3097番地
債務者　山本　良子
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９０９号
千葉県浦安市入船４丁目19番11号ハイム入船207
債務者　槌谷　秀雄
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９１７号
千葉市美浜区稲毛海岸５丁目１番28号稲毛カトレア702号
債務者　佐藤美代子（旧姓赤間）
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９２５号
千葉市若葉区桜木北３丁目20番34号いづみの会
債務者　脇村　勝夫
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９２７号
千葉市花見川区柏井４丁目41番１号
債務者　宮崎　保則
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９２８号
千葉市花見川区柏井４丁目41番１号
債務者　宮崎かおり
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９２９号
千葉市若葉区桜木６丁目23番40号201号
債務者　石川芙美子
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９３４号
千葉市若葉区千城台南３丁目２番５号
債務者　田久保智恵子（旧姓紺谷）
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９４０号
千葉県船橋市高根台５丁目１番255棟301号
債務者　山田　福次
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９６９号
千葉県習志野市東習志野５丁目16番22―301号
債務者　樫本　一三（旧姓松岡）
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係